

問い合わせ先

(EY India 駐在)

山口 哲男・松田 博司

小林 祐介・早坂 周子・

中原 孝博

アーンスト・アンド・ヤング・インド

Email:

tetsuo.yamaguchi@in.ey.com

hiroshi.matsuda@in.ey.com

yusuke.kobayashi@in.ey.com

shuko.hayasaka@in.ey.com

nakahara.takahiro@in.ey.com

EY インド フラッシュニュース

2016 年 2 月号

1. 【税務】PAN報告規則及び年次情報報告に大幅な変更
2. 【税務】1965年賞与支払法の改正
3. 【投資】有限責任事業組合(LLP)の考察
4. 【社会保障】日印社会保障協定の最新動向

【予算案セミナー】開催場所及び日時のご案内



EY

Building a better
working world

2015年国家予算案で言及されていたように、インフラプロジェクトへの資金供給を目的として、「国家投資インフラファンド(NIIF)」が創設されました。今後、新規のプロジェクトだけでなく、中断していたプロジェクトにも資金が供給され、インフラプロジェクト投資の活性化が期待されます。また、新興企業支援策「スタートアップ・インディア」行動計画が発表され、今後スタートアップブームにつながるか、注目が集まります。本稿では、PANに関わるコンプライアンスの変更、賞与支払法の変更、日印社会保障協定の最新動向等を取り上げます。協定は、2012年11月に締結してから両国間の協議が長期化していましたが、ようやく発効へ向けて、進展があったようです。

1. 直接税中央委員会(CBDT)がPAN報告規則及び年次情報報告に大幅な変更を通知

本稿は、CBDTによる最近の改正についてお知らせするものです。2016年1月1日からPANの引用記載義務が改正されています。また、年次報告規則(AIR: Annual Information Reporting)も2016年4月1日から改正されます(規則114Bから規則114Dは2016年1月1日から、規則114Eは2016年4月1日からそれぞれ改正)。

改正規則では、とりわけ、一取引20万ルピーを超える商品またはサービスの購買または販売取引についてPANの引用記載義務が拡大されました。改正規則は、全ての者に、商品あるいはサービスの性質を持つ全ての購買・販売取引に関連するあらゆる書面に、購買者および販売者のPANを引用記載する義務を負わせることになりました(従前の規則114Bで既に定められていたものも含む)。本改正規則は2016年1月1日から適用となっています。

購入者および販売者のPANを引用記載する義務は、請求書を発行する者や商品またはサービスの購買または販売取引に関する書面を発行する者に課せられています。し購買者あるいは販売者のPANが得られない場合、詳細を記入した申告書Form60を当局に提出しなくてはなりません。納税者が不履行につき合理的な理由があると証明しない限り、PAN記載義務の不履行については一件あたり1万ルピーの罰金が課せられます。

20万ルピー超の購買・販売取引の際、購入者および販売者のPAN引用記載が義務化

2016年1月1日から適用

2016年1月1日から規則114Bが改正。とりわけ一取引20万ルピーを超える額の購買・販売が含まれることになった。

対象範囲

1. 全ての商品およびサービスに拡大(自動車、宝石、金塊などは以前から対象)
2. 購買者あるいは販売者となる全ての納税者に適用(非居住者を除く)
3. 現金あるいは小切手などの支払手段とは無関係

対象額

1. 一取引20万ルピーを超える額

義務

1. 商品またはサービスの購買・販売に関する全ての書面に、購買者および販売者のPAN引用記載が必要
2. PANを持たない者については申告書Form60の提出が求められる

報告

1. 請求書発行者(販売者)は取引に関する全ての書面にPAN引用記載が守られているかを確認
2. 税務監査を受けるべき販売者は、PANを持たない購買者から入手したPAN非保申告書の情報を半期毎に税務当局に電子提出

不履行に対する罰則

1. 不履行につき1万ルピーの罰金
2. 不履行につき合理的な理由があると証明された場合は罰則は適用されない

20万ルピー超の現金受領

1. 税務監査を受けるべき販売者は、製品またはサービスの販売に対して20万ルピーを超える現金受領について、別途、年次報告義務がある
2. 不履行の場合は1日あたり100ルピーの罰金

問題点とこれからの課題

過渡期の問題

- ▶ 本日時点で規則は既に施行済
- ▶ 大企業は顧客のPAN捕捉のため、早急にソフトウェアの設定変更の必要性
- ▶ システム統合による自動化が行われるまで、手作業が必要となる

解釈上の問題

- ▶ 規則が要求する「書面」の対象範囲は？
- ▶ 販売契約、請求書およびチャランに購買者と販売者のPANを引用記載するだけで十分か？
- ▶ コンサルティング・ファーム、弁護士、建築家、エンジニアなどの専門家サービス提供者は、自身とクライアントのPANを全ての成果物に引用記載するのか(メールやオンラインでのアドバイスにまで)？
- ▶ 年次報告義務で対象となる20万ルピー超の現金受領の意味は、受領毎なのか、請求書毎なのか、日次ベースなのか？
- ▶ 購買者がPANを持たず、PAN非保持申告書も提出しない場合の販売者の義務はどうなるのか？

詳細はリンク先をご覧ください。 [Please click here for the alert.](#)

2. 1965年賞与支払法の改正

2015年賞与支払法(改正)が2015年12月31日に大統領に承認されました。1965年賞与支払法への改正点は以下の通りです。

1. 1965年賞与支払法上の対象となる従業員の給与限度額が月次給与1万から2万1千ルピーに引き上げられました。改正後は、1965年賞与支払法で定義されていた「従業員」という用語は、とりわけ、(実習生以外の)月次の給与賃金が2万1千ルピー以下の者を指すようになりました。
2. 賞与計算の給与上限額は月次3,500ルピーから、7千ルピーと適切な政府により定められている就業予定者の最低賃金のうち、どちらか高い方へ引き上げられました。改正後は、従業員の月次給与が、7千ルピー超と最低賃金のうち、どちらか高い金額であれば、賞与の計算上、7千ルピーと最低賃金のうち、高い金額が給与とみなされることとなります。

上記改正は、2014年4月1日から施行していたとみなされます。

詳細はリンク先をご覧ください。[Please click here for the alert.](#)

3. 有限責任事業組合(LLP)形態の考察

最近のLLPにかかるFDI規制緩和により、100%自動認可ルートでFDIが認められる業界や活動では、LLPの設立は外国投資促進委員会(FIPB)の事前認可が不要となり、自動認可ルートで認められるようになりました。

また、LLPは他のLLPやインド会社にダウンストリーム投資を行うことができるようになりました。

LLPは2008年LLP法に基づき、最低2名からなるパートナー(会社形態の株主に相当)は、最低2名の指名パートナー(会社形態の取締役)に相当。うち最低1名はインド居住者を任命しなければなりません。外国会社のパートナーでも指名パートナーを任命できるようになりました。以下では、LLPの概要を考察します。

組織形態

- ▶ 複数以上の個人や法人はLLPを組成することができる
 - 法人には会社/外国会社/外国LLPも含まれるが、組合(Partnership Firm)は含まない
- ▶ LLPは以下のいずれかにより組成可能
 - 新LLPを登記
 - 組合(Partnership Firm)/非公開会社/非上場会社をLLPに転換

特徴

- ▶ パートナーの責任は拠出額に限定される
- ▶ パートナーとは独立した永続的な存在
- ▶ パートナーとは別個の法的事業体
- ▶ 最低2名のパートナー。パートナー数に上限はない
- ▶ LLP法というより、LLP契約による内部的なガバナンス

会社形態より有利な点

- ▶ LLPからの利益配当はパートナーもLLPも免税
- ▶ 帳簿利益に最低代替税(MAT)はなし
(ただし、代替最低税(AMT)がタックスホリデーを受けられる特定の所得には適用される)
- ▶ LLPには会社法規定の企業の社会的責任(CSR)への支出は要求されない
- ▶ グループ内貸付が可能かつみなし配当税なし
- ▶ 会社形態に比べて、会社法上のコンプライアンスが軽減

4. 日印社会保障協定の最新動向

日印社会保障協定は2012年11月16日に締結されました。

日印当局の継続協議のため、協定の発効は長い間遅れてきました。とりわけ、2014年9月1日から従業員積立基金制度、従業員年金制度が改定されたためです。

日本の社会保障当局の代表は、進行中の協議の終結のため、1月中旬インドに滞在していました。最新の情報によれば、日印社会保障協定の導入に関する懸案の問題は全て解決され、今年の4月あるいは5月に協定は発効となる模様です。今後の動向についても引き続きお知らせします。

協定が発効されると、以下のベネフィットが生じます。

1. インドで勤務する日本人従業員
 - ▶ インドの従業員積立基金制度、従業員年金制度に対する拠出を免除
 - ▶ インドでの勤務終了後、直ちに従業員積立基金制度の還付請求する資格を付与
 - ▶ 従業員年金制度からの脱退給付一時金受給あるいは月次年金受給資格を付与
 - ▶ 従業員の日本の銀行口座で給付を受ける資格を付与
2. 日本で勤務するインド人従業員
 - ▶ 日本での社会保障関係の拠出を免除
 - ▶ インドにおいて「国内労働者」としての取扱いを継続

【予算案セミナー】開催場所及び日時のご案内

2016年度インド中央政府の予算案が2月29日(金)に発表される予定です。

Ernst & Young Indiaでは、以下の日程で、主要都市において、日系企業向けに予算案セミナーを開催する予定です。

プレゼンテーションは日本語(Q&Aは英語含む)、参加費は無料です。

詳細は各地の事務所の駐在員より、追ってお知らせします。

皆様のご参加をお待ちしております。

(NCR)

3月4日(金)15:00-17:00

会場:アーンストアンドヤング グルガオン事務所

(チェンナイ)

3月7日(月)15:00-17:00

会場:アーンストアンドヤング チェンナイ事務所

(バンガロール)

3月8日(月)15:00-17:00

会場:アーンストアンドヤング グルガオン事務所

(ムンバイ)

3月8日(火)10:00-12:00

会場:アーンストアンドヤング ムンバイ事務所

コメント

2014年に誕生したモディ政権は、「投資家にとって透明性、信頼性の高い税制」等をマニフェストに掲げ、税務調査の質の改善を促すような取組みを種々行ってきました。1月末は、2011-12年度の移転価格調査のオーダーが発行される期限でしたが、実際いかがでしたでしょうか。政策の浸透には時間がかかるので、改善を実感できる程ではなかったかもしれません。むしろ、今後の政策に期待しつつも、企業努力としていかなる税務調査になっても、毅然と自社のポジションを明快に説明できるような「備え」を行うことが求められます。EYは日頃の税務コンプライアンスから税務調査対応まで、お手伝いしております。

Disclaimer

尚、当ニュースレターの内容に関し、原文上の誤謬、誤訳を含む不備に伴う金銭的または非金銭的損害につきましては、インド及びその他のアーンストアンドヤングは一切の責任を負いかねますことご了承ください。